

令和2年度学校評価（「自己評価」「学校関係者評価」）の結果公開について

昭和町立押原小学校

本年度の学校の「自己評価」及び「学校関係者評価」の結果について公開します。自己評価の資料とした教職員、保護者の各アンケート結果も添えます。

この中に記した考察等もふまえながら、今後の学校運営の一層の充実、改善を図ってまいります。

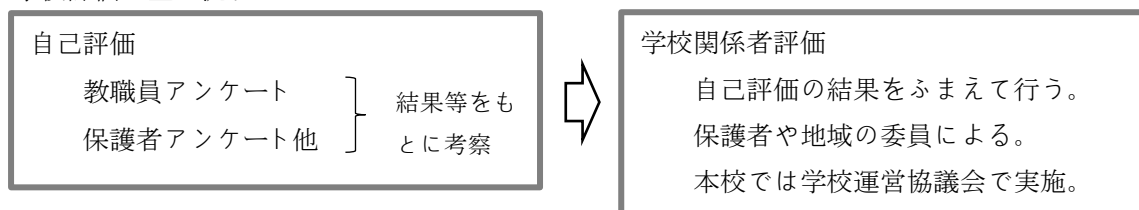
参考 「学校評価」（「自己評価」「学校関係者評価」等）について

学校評価は、学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ること、その結果の公表等を通じて学校・家庭・地域の連携と協力による学校づくりの推進や、学校への支援・条件整備等の充実につなげることを目的としています。

法令（※下部参照）において、学校は、①学校評価を必ず行って、②その結果の公開に努めること、③自己評価は必ず行うこと、④学校関係者評価の実施に努めること、⑤学校評価（自己評価、学校関係者評価）の結果は設置者（本町では町教委）に報告することが定められています。

本校でも毎年、以下のような流れで、自己評価と学校関係者評価による学校評価を行っています。

学校評価の主な流れ



自己評価については、その資料となるよう、年2回（7・12月）の教職員アンケートと、年1回の保護者アンケート（12月）を行っています。

この内、保護者アンケートについて、本校ではこれまで、保護者の代表の方（PTA役員）にお願いしていました。しかし本年度からは、さらに広い範囲から意見等を収集できるよう、第2回学校運営協議会（11/17）での検討も通じ、全ご家庭にお願いしたところです。

また、学校関係者評価について、法令では、保護者、地域住民等により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することが基本とされています。これを受け、例年本校の学校関係者評価は学校運営協議会でされており、本年度も、第3回の同協議会（2/26）において委員の皆様をお願いしました。

※学校評価に関する法令上の定め

学校教育法	第42条	学校評価の実施	（義務）
学校教育法	第43条	学校評価に関する情報の公開	（努力義務）
学校教育法施行規則	第66条	自己評価の実施・公表	（義務）
学校教育法施行規則	第67条	学校関係者評価の実施・公表	（努力義務）
学校教育法施行規則	第68条	学校評価結果の設置者への報告	（義務）

上記以外に、外部の専門家等による「第三者評価」を行う場合もあります。